

No 379

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象		
事務事業名	被災地支援	開始年度 平成 16 年度
所属	防災危機管理室防災課防災係	
所管課長	防災危機管理室防災課長	
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる	
政策名	(4) 安全で安心して暮らせる都心をつくる	
施策名	① 地震などの自然災害の防災対策の充実	

事業概要	
事業の目的	法令に定めるもののほか、大規模な災害に見舞われた他の特別区及び市町村に対し支援を行うとともに、被災地で支援活動を行う区民等を援助することにより、被災地の災害応急対策及び災害復旧が円滑に実施されることを目的としています。
事業の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害に見舞われた他の特別区及び市町村 ・災害が発生した外国（区と関係が深い国や救援要請があった国など） ・被災地において自主的な支援活動を行う区民及び区民が所属する団体
事業の概要	<p>(1)区が行う支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①防災備蓄物資その他の物資の供与（国内及び外国） ②防災資機材等の供与又は貸与（国内及び外国） ③物資及び防災資機材等の輸送（国内及び外国） ④災害応急対策等に従事する職員の派遣（国内） ⑤見舞金の支給（国内及び外国） <p>(2)区民等の支援活動に対する援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被災地でボランティア活動を行う区民のボランティア保険料を区が負担（国内） ②被災地でボランティア活動を行う団体への防災資機材の貸与（国内） <p>平成29年度から「東日本大震災被災地支援」事業を統合しました。</p>
根拠法令	港区大規模災害被災地の支援等に関する条例、同条例施行規則、港区大規模災害被災地に対する見舞金の支給基準、港区外国の災害に対する見舞金等の支給に関する要綱

事業の成果												
指標	指標1	ボランティア保険加入件数			指標2	見舞金支給件数			指標3	見舞金支給額（千円）		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	120	117	97.5%	平成27年度	0	5		平成27年度	0	2,600	
	平成28年度	100	99	99.0%	平成28年度	0	9		平成28年度	0	5,400	
	平成29年度	120	—	—	平成29年度	0	—	—	平成29年度	0	—	—
成果の概要 (指標の説明等)	東日本大震災から6年が経過し、ボランティア保険加入件数は減少傾向ですが、平成28年熊本地震の発生により、減少幅は緩やかになっています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	168	168	0	0	0	0	2,600	0	2,768	2,704	98%
平成28年度	140	140	0	0	0	0	5,400	0	5,540	5,483	99%
平成29年度	168	168	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	ボランティア保険料は当初予算に計上していますが、見舞金については、支給決定した額を予備費から充当しています。										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	ボランティア保険料については、加入プランの実態に合わせて予算を見直す余地があります。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	大規模災害による被災地では、未だに復興作業が続いており、避難生活を余儀なくされている方も大勢いるため、長期的に支援できるボランティアが求められています。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	被災地への直接支援は全ての区で実施していますが、区民のボランティア保険料を負担している区は一部のみです。
区関与の必要性（実施する必要性）	区と社会福祉協議会の連携により、ボランティア保険の加入漏れを防ぐことができます。
前年度の最終評価及び付帯意見	統合
事業の課題	国内外で発生する災害は予測不可能なため、見舞金を予算計上することができません。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	ボランティア保険加入プランの実態に合わせ、予算を見直します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	被災地への長期的な支援継続のため、支援活動を行う区民の負担を軽減する必要があります。
② 効果性	5	ボランティア保険への加入により、区民が安心して支援活動を行うことができます。
③ 効率性	5	港区社会福祉協議会（ボランティアセンター）が加入窓口になるため、手続きが迅速かつ正確です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。	
所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	東日本大震災や平成28年熊本地震の被災地では、避難生活が長期化しており、ボランティアなど支援活動の継続が求められています。支援活動の際には、支援者本人のけがはもとより、支援を受ける方々の安全のため、ボランティア保険への加入が不可欠です。支援活動を続ける区民の負担を少しでも軽減するため、ボランティア保険加入料を区が負担することは、極めて妥当であると言えます。

No 380

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	消防団支援	開始年度	昭和 59 年度
所属	防災危機管理室防災課防災係		
所管課長	防災危機管理室防災課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(4) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	③ 地域の防災力の向上		

事業概要	
事業の目的	地域の防災リーダーとして防火防災活動に貢献する消防団の活動を支援することで、地域の防災力の向上を図り、区民の生命と財産の安全を確保します。
事業の対象	消防団員
事業の概要	<p>特別区の消防は都知事が所管し、消防団は東京都条例に基づき設置されています。消防団長の任免、消防団員の任免に係る承認及び消防団運営委員会委員の委嘱については、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、区長が行います。</p> <p>また、区では、以下の事業を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港区消防団運営委員会 ・消防団の活動を支援するための活動費、訓練手当の支給 ・消防団活動による公務災害に備えた共済掛金の負担 ・団員の装備・防災資機材助成 ・消防団員の表彰 ・港区内消防団ポンプ操法大会及び親睦事業
根拠法令	消防組織法、特別区の消防団の設置等に関する条例（東京都）、特別区の消防団の組織等に関する規則（東京都）、消防団長等の任免にかかる事務処理要領、港区内消防団等補助金交付要綱、港区消防団員の表彰基準

事業の成果												
指標	指標1	消防団員数			指標2	港区消防団運営委員会			指標3	港区内消防団ポンプ操法大会		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	580	501	86.4%	平成27年度	2	2	100.0%	平成27年度	1	1	100.0%
	平成28年度	580	511	88.1%	平成28年度	1	1	100.0%	平成28年度	1	1	100.0%
平成29年度	580	—	—	平成29年度	2	—	—	平成29年度	1	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	消防団員数は近年減少傾向にありましたが、学生消防団活動認証制度の導入（平成27年度）などによりわずかながら増加しています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	25,071	24,960	0	111	0	0	0	0	25,071	24,799	99%
平成28年度	24,592	24,515	0	77	0	0	0	0	24,592	23,716	96%
平成29年度	24,487	24,360	0	127	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	消防団員は定数を下回っており、入団促進のためのPRが必要です。港区公式ホームページや広報みなど、ケーブルテレビの区の広報番組などを利用し、コストを意識しながら効果的な周知方法を検討する必要があります。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	近年、大地震や局地的な豪雨による水害等が頻発しており、区民の防災に対する意識は高まっています。地域の防災リーダーとしての消防団の活動に期待が寄せられています。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	消防団への補助金や装備助成は各区とも実施していますが、ポンプ操法大会を主催している区は他にありません。また、親睦事業についても一部の区で実施しているのみです。
区関与の必要性(実施する必要性)	特別区の消防は東京都が所管していますが、消防団員は区内在住・在勤・在学者に限定されており、地域に根ざした消防団活動を区が支援することは妥当です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	消防団員の定数割れが続き、団員の高齢化が進んでいます。若年層や事業所からの入団促進を検討する必要があります。また、勤務地団員や子育て世代の団員が消防団活動を続けられる環境づくりが必要です。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	次世代の消防団員育成のため、消防少年団の活動支援を拡充します。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	生業のかたわら専門知識と技術を身につけ、地域の防災リーダーとして防火防災知識の普及・啓発に励む消防団の活動は、地域防災力向上のため欠くことができません。
② 効果性	4	各消防団が日頃の訓練の成果を競うポンプ操法大会は、団員の技術の向上や区民等への消防団活動のPRに効果があります。
③ 効率性	4	装備品については、各消防団で差異がないよう、区が一括購入し、現物支給しています。活動費については、各消防団の特色を活かせるよう、補助金としています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	消防組織法により設置される消防団は、特別区では東京都が所管していますが、団員は区民等で構成され、地域と消防の重要なパイプ役を担っています。 東日本大震災、熊本地震をはじめ、近年、土砂災害や水害等が各地で頻発しており、区民の防災への関心が高まっている中、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されるなど、消防団活動を支援していくことは、区の重要な役割と言えます。
---	--

No 381

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	防災住民組織育成・支援	開始年度	昭和 51 年度
所属	防災危機管理室防災課地域防災支援係		
所管課長	防災危機管理室防災課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(4) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	③ 地域の防災力の向上		

事業概要	
事業の目的	区における住民の自主的な防災住民組織の育成及びその円滑な活動を支援することを目的とします。
事業の対象	区へ結成届を提出している防災住民組織、防災士資格取得者
事業の概要	<p>(1) 防災住民組織の結成促進 (2) 防災資器材助成、活動助成金交付 (3) 防災研修・講演会の開催 (4) 防災士有資格者育成支援</p> <p>区民を中心とした自主的な防災住民組織の結成を促進し、防災資器材の助成や活動助成金を交付するとともに、防災住民組織からの要請に応じて防災研修や講演会を開催し、地域での防災活動を支援しています。また、防災士有資格者に対し、地域の防災リーダーとして活躍してもらうための研修や訓練を実施するなど、人材育成の支援についても行っています。</p>
根拠法令	災害対策基本法、東京都震災対策条例、港区防災対策基本条例、防災住民組織の育成に関する要綱

事業の成果												
指標	指標1	防災住民組織結成件数			指標2	小型消防ポンプ配備数			指標3	防災士有資格者向け研修会参加人数		
		予定数	実績	達成率		予定数	実績	達成率		予定数※	実績	達成率
	平成27年度	230	229	100%	平成27年度	229	64	27.9%	平成27年度	150	98	65.3%
平成28年度	233	231	99%	平成28年度	231	53	22.9%	平成28年度	75	73	97.3%	
平成29年度	233	—	—	平成29年度	231	—	—	平成29年度	140	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>指標1：区内ほぼ全ての町会・自治会（計233団体）において、防災住民組織が結成されています。</p> <p>指標2：希望する防災住民組織へ小型消防ポンプを貸与しています。小型消防ポンプは、機器が重く、操作が複雑なことから、貸与後数年で返却を希望する防災住民組織もあります。</p> <p>指標3：防災士有資格者向けに実施した研修会の参加人数。地域の防災リーダー育成のため、平成27年度から、防災士有資格者向けの研修会を実施しています。</p> <p>※平成27年度…災害図上訓練を定員30名で全5回（地区ごと）実施 平成28年度…講演会及び防災士と地域防災協議会との交流を兼ねた研修会を定員75名で実施 平成29年度…家具転倒防止対策研修会1回、防災士同士の経験談の発表・交流研修会1回、各回定員70名で実施予定</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	14,602	14,602	0	0	0	0	0	0	14,602	12,176	83%
平成28年度	5,645	5,645	0	0	0	0	435	0	6,080	5,438	89%
平成29年度	7,576	7,576	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	現在、防災士有資格者向け研修会などは、委託事業者や講師により実施していますが、今後は、研修を受けた防災士が主体となり、区民や防災住民組織に対し、防災知識の普及・啓発を行うことで、事業経費の削減に取り組みます。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	防災住民組織は、災害発生時には、初動時から積極的に地域の防災の担い手として、災害対応に取り組む必要があることから、今後も区及び防災関係機関と連携した活動支援が求められます。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	他区でも、防災住民組織に対し助成金の交付や資器材の購入の補助などの支援がなされています。
区関与の必要性(実施する必要性)	災害対策基本法令等で、区の責務として定められており、防災住民組織の活動が促進されることは地域の防災力の向上につながるため、防災住民組織の活動支援は必要不可欠です。
前年度の最終評価及び付帯意見	対象外
事業の課題	<p>①防災住民組織については、区内ほぼ全ての町会・自治会において結成されていますが、構成員の高齢化等により、活動頻度が少ない団体もあることから、区と連携した防災訓練を実施するなど、活動促進について検討が必要です。</p> <p>②小型消防ポンプについては、平成26年度から平成27年度にポンプの点検を実施した際、防災住民組織から、ポンプが重く取扱いが難しいこと、また構成員の高齢化などの理由により、区へ返却されるケースがありました。地域によっては、初期消火器具としてスタンドパイプの配備も効果的であることから、防災住民組織からの要請や地域特性に応じた初期消火器具の適切な配備について検討が必要です。</p> <p>③防災士有資格者については、地域の防災リーダーとして積極的に活躍してもらうため、防災士有資格者に向けた研修を実施しています。今後は、研修を受けた防災士有資格者が、区民や防災住民組織に対し、防災知識の普及・啓発に寄与できる環境づくりについて検討が必要です。</p>
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	防災住民組織の活動支援に関するニーズの把握や地域防災力向上のための防災士有資格者が活躍できる機会の創出について、地域の窓口である各総合支所協働推進課と積極的に連携し、検討を進めます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	共助の役割を担う防災住民組織を支援することは区の責務です。
② 効果性	3	防災住民組織の育成・支援は、地域の防災力向上に貢献するとともに、災害発生時の迅速かつ適切な対応に繋がります。
③ 効率性	3	防災住民組織からの防災資器材の貸与や訓練等に関する要望に対して、防災課と各支所協働推進課が連携して迅速に対応する等、効率性の確保に努めています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ○ 継続 ● 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	<p>【改善の概要】 初期消火器具の適正な配備について、現行の小型消防ポンプ取扱いとスタンドパイプの導入を検討します。</p> <p>小型消防ポンプについては、防災住民組織からの要望や訓練等における活用状況を踏まえ、必要性について検討します。また、軽量で操作が簡便なスタンドパイプについては、現在は配備において、地域や条件を限定していますが、防災住民組織からのニーズに柔軟に対応できるよう、配備の拡大について検討します。</p>
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象			
事務事業名	危機管理対策	開始年度	平成 21 年度
所 属	防災危機管理室防災課危機管理担当		
所 管 課 長	防災危機管理室危機管理・生活安全担当課長		
基 本 政 策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政 策 名	(4) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施 策 名	④ 危機管理体制の強化		

事業概要	
事業の目的	<p>新型インフルエンザ等発生時に、港区業務継続計画（新型インフルエンザ編）に基づいた対応を職員ができるよう研修・訓練を行うとともに、発生に備えた職員及び来庁者向けの備蓄を行っています。</p> <p>また、様々な危機が発生している状況を踏まえ、『危機管理体制の見直しにかかる基本的な考え方』（平成25年8月）に基づき、組織としての危機対応能力を強化しています。</p>
事業の対象	全職員（教職員、指定管理者、委託事業者等を含む）
事業の概要	<p>1.港区業務継続計画（新型インフルエンザ編）に伴う対応 平成25年3月に改定された港区業務継続計画（新型インフルエンザ編）に基づき、次の2点の事業を行っています。</p> <p>①新型インフルエンザ対策用マスク（職員・来庁者用）、手指消毒剤（施設用）の備蓄 ②港区業務継続計画（新型インフルエンザ編）に係る研修及び訓練 平成28年度はみなと保健所が平成26年度に策定した行動計画に基づき対応マニュアルを子ども家庭支援部と防災危機管理室で整備しました。</p> <p>2.危機の未然防止及び危機対応能力向上 ①危機管理ポケットマニュアルの印刷 平成25年9月改訂の港区危機管理基本マニュアルに基づきポケットマニュアルを作成し、全職員（教職員、指定管理者・委託事業者等を含む）に配布しています。 ②危機対応向上訓練 『危機管理体制の見直しにかかる基本的な考え方』に基づき、「幹部職員が不在の際に危機事案が発生した場合を想定した代行指揮訓練」と「部をまたぐ複数の課にわたる危機事案が発生した場合を想定した訓練」の2種類の訓練を年間で4回行っています。 ③危機管理意識の向上 平成25年9月改訂の港区危機管理基本マニュアルに基づきeラーニングによる全職員を対象とした研修を実施しています。また、平成28年度からは、人事課が実施した悉皆研修により3年で全職員に対するグループワークによる研修を実施しています。</p>
根拠法令	港区新型インフルエンザ等対策行動計画、港区業務継続計画（新型インフルエンザ編） 危機管理体制の見直しにかかる基本的な考え方、港区危機管理基本マニュアル

事業の成果												
指 標	指標1	研修参加人数（人）			指標2	訓練参加支所数（箇所）			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成27年度	2,200	2,456	111.6%	平成27年度	2	3	150.0%	平成27年度			
	平成28年度	2,200	2,435	110.7%	平成28年度	3	3	100.0%	平成28年度			
平成29年度	2,400	—	—	平成29年度	4	—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>事業拡充により、これまで実施していなかった全職員への研修を行ったことにより、適切な事件・事故報告が行われるようになり報告件数は横ばい傾向となりました。（平成27年度:470件、平成28年度:473件）</p> <p>また、訓練は、これまでネットランチャー取扱訓練だけであったものを、警察・消防の協力により犯人やけが人を連続して発生させる総合的な実動訓練に変更して実施したことにより、これまでよりも具体的な施設毎のマニュアル策定に繋がるなど効果が出ています。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	9,316	9,316	0	0	0	0	-263	0	9,053	7,230	80%
平成28年度	7,324	7,324	0	0	0	0	-213	0	7,111	5,742	81%
平成29年度	5,064	5,064	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	平成27年度は手指消毒剤、平成28年度はマスクと新型インフルエンザ対策用の備蓄品購入がありました。平成29年度は更新予定がありません。平成30年度はマスクの更新を予定しています。										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	・新型インフルエンザ対策用マスク（職員・来庁者用）、手指消毒剤（施設用）の備蓄マスクは5年毎、手指消毒剤は3年毎に廃棄・更新を行っておりますが、マスクは35万枚、手指消毒剤は3500本/1Lを備蓄しています。マスクと手指消毒剤の廃棄にあたっては、区内部の活用調査を行い有効活用を行っています。また、マスクは2年毎に廃棄・更新となるよう備蓄量を平成28年度から調整を開始しました。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	平成28年度に消費者庁がシティハイツ竹芝エレベーター事故に関して『消費者安全法に基づく事故等原因調査報告書』を公表しました。同報告書では、所有者・管理者又は保守管理者は、エレベーターでの事故を想定し、通報を受けたときのマニュアルを整備し、定期的な通報訓練等を実施することが必要とされました。これを受け、区では、平成29年2月に公表した第4次中間報告書において、平成29年度からエレベーター事故を想定した訓練を実施することを決定し、平成29年度から新規で実施します。（マニュアルは平成25年に危機管理基本マニュアルとして整備済みです。）
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	1.港区業務継続計画（新型インフルエンザ編）に伴う対応 港区業務継続計画（新型インフルエンザ編）に係る研修及び訓練は、廃止する団体が増えております。（平成26年度は23区では港区と杉並区のみ、平成27～28年度は港区のみ。） 2.危機の未然防止及び危機対応能力向上 22区でも危機管理マニュアルを策定し、各種訓練・研修を実施しています。
区関与の必要性（実施する必要性）	1.港区業務継続計画（新型インフルエンザ編）に伴う対応 研修及び訓練は、計画の実行性を高めるため区が実施する必要があります。 2.危機の未然防止及び危機対応能力向上 シティハイツ竹芝エレベーター事故に伴う各種対策です。平成25年度のマニュアル見直しに伴い、実効性を高めるため訓練・研修を実施しています。平成28年度は相模原で障害者施設に対する不審者侵入事件が発生するなど、引き続き訓練を実施していく必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を前に、テロや感染症等を対象とした職員レベルでの危機管理意識の向上をより図っていく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	引き続きeラーニングを中心とした全職員に対する研修を実施します。 また、港区業務継続計画（新型インフルエンザ編）については、各部・課レベルでの自主研修を実施する予定です。（平成28年度にマニュアルを策定した子ども家庭支援部、防災危機管理室のみ） 危機の未然防止及び危機対応能力向上では、テロの発生を想定した初動対応について、5地区総合支所と協力し訓練を実施します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	区職員の危機管理意識と組織としての危機対応能力を向上させることは区の責務です。 また、多種・多様な危機発生に備え、区民の安全・安心を確保するために、組織の危機対応能力を向上させることは必要です。
② 効果性	5	研修や訓練を通じて、職員の危機管理意識が向上し、事件・事故が適正に報告されるなど組織の危機対応能力が向上しています。
③ 効率性	5	eラーニングを活用し、全職員への研修を実施するとともに、訓練を通じて更なる危機管理意識の向上に努めています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。	
所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	多種多様な危機の発生が危惧されることから、今後も継続的に職員の危機管理意識と組織の危機対応能力を向上させる取り組みを実施してまいります。 1.港区業務継続計画（新型インフルエンザ編）に伴う対応 みなと保健所において作成している新型インフルエンザ等行動計画マニュアルに基づき、港区業務継続計画（新型インフルエンザ編）を改訂し、改定した計画に基づき実動訓練も含めたより実践的な訓練を実施してまいります。 2.危機の未然防止及び危機対応能力向上 平成28年度から開始された悉皆研修などにより引き続き全職員を対象とした研修を実施するとともに、区有施設を対象としてより実践的な訓練を展開してまいります。

評価対象			
事務事業名	区有施設安全管理	開始年度	平成 18 年度
所属	防災危機管理室防災課施設安全担当		
所管課長	防災危機管理室危機管理・生活安全担当課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(4) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	④ 危機管理体制の強化		

事業概要	
事業の目的	平成18年6月に発生したシティハイツ竹芝エレベーター事故のような痛ましい事故を二度と発生させないため、区有施設における安全管理対策を充実・強化するため
事業の対象	全施設・全職員・指定管理者
事業の概要	<p>(1) 区有施設安全管理講習会 安全管理意識のさらなる向上を図ることを目的とし、区で発生している事故の実態を把握させるとともに、重点的に事故削減に取り組むべき項目を理解させます。 ・区有施設安全管理講習会…2回(8月、3月)実施しています。8月は前年度に多かった事件・事故報告をテーマにした講習会です。3月は翌年度に実施する安全総点検をテーマにした講習会です。 ・区有施設安全総点検支援…4月から5月に実施している安全総点検で検出された危険箇所への対応が迅速かつ確実に行われるようにするため、7月から8月にかけて一級建築士と区職員による現地訪問及び専門的な観点に基づく所管課への助言等を実施し、翌年度の予算要求を含めた所管課の取組を推進します。 ・区有施設不具合対応事例集…現地訪問によって得たデータをベースに作成し、講習会の資料とし、安全総点検の参考資料としています。</p> <p>(2) エレベーター安全管理セミナー メーカーの教育施設で、構造及び日常点検のポイントについての理解を深めさせるとともに、実機を見学してエレベーターへの安全管理業務に役立てます。</p>
根拠法令	港区有施設の安全管理に関する要綱、危機管理体制の見直しにかかる基本的な考え方、港区危機管理基本マニュアル、シティハイツ竹芝エレベーター事故調査中間報告書(第1次)

事業の成果												
指標	指標1	不具合箇所(件)			指標2	一級建築士等による施設訪問			指標3	年度末時点の未対応不具合箇所		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	110	155	140.9%	平成27年度	15	20	133.3%	平成27年度	15	8	53.3%
	平成28年度	94	163	173.4%	平成28年度	10	11	110.0%	平成28年度	10	5	50.0%
平成29年度	94	—	—	平成29年度	10	—	—	平成29年度	10	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>7月から8月にかけて一級建築士と区職員による現地訪問及び専門的な観点に基づく所管課への助言等(20施設程度)を実施し、研修を行うなど翌年度の予算要求も含めた所管課の取組を推進するとともに、さらに、現地訪問で蓄積した情報をもとにした区有施設不具合事例集を作成し研修を行い、具体的な不具合の発見能力及び職員対応能力を強化・支援しています。これにより、安全総点検における危険性がある不具合箇所の件数は増加傾向となりましたが、年度末時点で対応方針が明らかでない不具合箇所が8件(平成27年度)から5件(平成28年度)と減少しています。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	3,739	3,739	0	0	0	0	0	0	3,739	3,715	99%
平成28年度	3,739	3,739	0	0	0	0	-15	0	3,724	3,656	98%
平成29年度	3,393	0	0	0	3,393	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	<p>例年、95%以上の執行率となっています。本年度は区有施設安全管理講習会業務委託において、平成27年度から継続して実施してきた安全総点検様式改正などの業務が平成28年度に完了したため、予算額が減少しています。また、平成28年度の流用は、シティハイツ竹芝E.V事故対策において消費者庁が相模原市で実施する実験に参加するため、旅費の流用を実施したためです。</p>										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	安全総点検は区職員が実施していますが、点検方法や対策について、知識や経験が不足しています。一級建築士等による現地訪問で職員による点検や対策能力の強化をはかっており、施設訪問についてコスト削減は難しい状況です。このため、一級建築士等による現地訪問では、新規開設施設、築20年以上経過した施設と過去3年にわたって安全総点検で不具合報告が0件の施設について訪問するするなど、訪問先や数を工夫し、コスト削減に努めています。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	シテイハイツ竹芝エレベーター事故調査中間報告書(第4次)でも触れたとおり、職員の安全に係る意識醸成や知識の向上のため、今後も各種職員研修を実施していきます。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	港区独自の事業であり、他団体での類似事業はありません。
区関与の必要性(実施する必要性)	区有施設の安全管理は、施設を所有・管理する区の責務です。区民が区有施設を利用する際の安全・安心を確保するため、区が強く関与をする必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	事件・事故連絡票で把握された事故事例には、区の想定外のものあり、今後はこれらの報告事例も活用し、様々な事態に対応できるよう、不具合対応事例集の充実を図る必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	安全総点検における不具合箇所が減少しない原因には、①各施設職員に安全総点検の趣旨が浸透し、詳細な点検が行われるようになったこと。②各施設職員には、知識や経験等が不足しており、危険性の程度、切迫性までの判断までできないため、とりあえず目についた不具合を全て計上するため、全体的な不具合件数の減少に結びつかない等が考えられます。特に②については、現場の施設管理職員にも不具合箇所の実際の危険性、切迫性等が把握できるよう不具合事例集の充実、現地訪問による助言等を通じて、職員の判断力の向上を行っていく必要があります。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	区有施設の安全確保は、施設の所有者・管理者としての区の責務であり、区民が区有施設を利用する際の安全・安心を確保するため、今後も事業を継続する必要があります。
② 効果性	5	安全総点検で不具合箇所が発見された施設については、継続的に対応状況の調査を行い、年度末までに不具合箇所への対応を完了するよう支援を行っています。こうした支援を行うことで、年度末時点での不具合箇所を減少させ、区有施設の安全性を向上させることにつなげています。
③ 効率性	4	施設訪問時に訪問先を同一方面にまとめる等、もっとコストのかかる業務について費用面、時間面等で工夫しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	<p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載</p> <p>※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載</p> <p>※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p> <p>区有施設の安全管理は、施設の所有者、管理者としての区の責務です。区民が安心・安全に区有施設を利用できるよう今後も区有施設の安全管理を継続していきます。</p>

評価対象			
事務事業名	生活安全活動推進	開始年度	平成 15 年度
所属	防災危機管理室防災課生活安全推進担当		
所管課長	防災危機管理室危機管理・生活安全担当課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(4) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	⑦ 安全で安心できるまちづくりの推進		

事業概要	
事業の目的	区民の生活安全意識を向上し、犯罪被害の未然防止を図ることです。
事業の対象	区内在住・在勤・在学者、町会・自治会、商店会、自主ボランティア団体、区立小学校PTA、事業者、区有施設管理者、区職員
事業の概要	<p>港区生活安全行動計画（平成27年度～平成29年度）に基づき次のような施策を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性のための防犯講座等 ・犯罪発生情報や防犯・防火などの安全対策に役立つ情報を届ける「みんなと安全安心メール」配信 ・個人でもできる防犯・防火対策をまとめた「みんなと安全安心ハンドブック」（含多言語版）発行 ・刺股等防犯機器の配備による不審者侵入対策 ・各種行事、媒体における啓発品の配布等による生活安全意識啓発 ・みんなとパトロール <ul style="list-style-type: none"> ①地域パトロールへの支援（区立小学校PTA等を対象に、パトロール用の腕章やベスト、自転車プレートを貸与することにより、地域の防犯パトロールを支援します。） ②職員パトロール（区が所有する自転車等に防犯ステッカーを取り付け、職員が、職務で利用する際に防犯パトロールを実施します。）
根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で安心できる港区にする条例 ・安全で安心できる港区にする条例施行規則

事業の成果												
指標	指標1	区内の刑法犯認知件数			指標2	みんなと安全安心メール登録者数			指標3	ネットランチャー訓練実施回数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	4,982	4,588	92.1%	平成27年度	6,095	6,023	98.8%	平成27年度	356	200	56.2%
	平成28年度	4,500	4,428	98.4%	平成28年度	6,095	6,772	111.1%	平成28年度	356	113	31.7%
平成29年度	4,400	—	—	平成29年度	7,000	—	—	平成29年度	356	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<ul style="list-style-type: none"> ・「みんなと安全安心メール」の登録者が増加し、区民の生活安全意識の向上が図られたと考えられます。 ・刑法犯認知件数が平成27年と比較して平成28年は減少しており、安全で安心できる港区の実現に向けて着実に進んでいると考えられます（事業の成果、指標1として定めている「区内の刑法犯認知件数」では、「実績」が少ないほど成果が上がったこととなります。よって他の指標のように、「達成率」が成果を反映するものではありません。） ・平成29年2月に女性が教える、女性のための護身（心）術講座を2回開催し、33名が参加しました。 											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	9,131	9,131	0	0	0	0	-200	0	8,931	8,692	97%
平成28年度	5,965	5,965	0	0	0	0	-14	0	5,951	5,376	90%
平成29年度	7,259	7,259	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	広報みなとや区ホームページの活用など、既存の広報媒体を活用した啓発を実施しています。また警察、消防署等と連携して啓発品の作成・配布を行うなど効率的な啓発を行っています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	平成26年5～6月実施の区民アンケートでは、「安全で安心できる港区とするために有効な取組や対策」で「一人ひとりの防犯意識を高める」（63.9%）が約6割と高く、また第30回港区民世論調査の結果でも区が重点的に取り組むべき政策として「生活安全」は上位にあげられており、区民ニーズはあるといえます。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	他区でも各区の特性・状況に応じた安全安心対策を行っており、情報収集を行うなどして区が取組を行う場合に参考としています。
区関与の必要性（実施する必要性）	生活安全に関する取組は各区でも実施しており、港区でも当然に実施する必要があると考えられ、また地域に密着した自治体として区が実施することは妥当です。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	ネットランチャー等防犯機器配備を受けている施設の訓練実施数は目標を達成していないことから、施設と連携した取組が必要です。また防犯知識等の普及啓発を広く図るため、女性のための防犯講座の受講者数を増加させていくことを目指します。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	ネットランチャー等防犯機器配備を受けている施設に対し、訓練を実施しやすい体制整備に努めます。また女性のための防犯講座についても、インターネット等の活用により、より多くの対象者への周知を図ります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	体感治安の改善に向けての区民ニーズは高く、継続して実施していくことが必要です。
② 効果性	4	みんなと安全安心メール登録者数は当初予定には満たないものの確実に伸びております。事業を評価する区民等の声をいただくこともあり、啓発の効果は着実に出ています。
③ 効率性	4	経費のかからない啓発を実施しており、警察・消防署等と連携して啓発品の作成・配布を行うなど工夫しているため、効率性は確保されています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	安全安心の取組に対する区民の要望も高く、振り込め詐欺等の住民が被害に遭う可能性のある身近な犯罪も発生しています。このことから、区民の生活安全意識を向上し、犯罪被害の未然防止を図るため、本事業を継続して実施する必要があります。また、ネットランチャー訓練実施回数、みんなと安全安心メール登録者数、女性のための防犯講座受講者数を増加させるため、様々な媒体による周知を積極的に実施していきます。
---	---

No 385

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	生活安全協議会等運営	開始年度	平成 15 年度
所属	防災危機管理室防災課生活安全推進担当		
所管課長	防災危機管理室危機管理・生活安全担当課長		
基本政策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政策名	(4) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施策名	⑦ 安全で安心できるまちづくりの推進		

事業概要	
事業の目的	区民、地域団体、関係機関等により構成され、生活安全に関する施策の実施等に係る必要な事項を協議する「港区生活安全協議会」を運営し、安全で安心できる港区を実現します。
事業の対象	区民、関係団体、行政機関（区、警察、消防等）等
事業の概要	「港区生活安全協議会」（年2回開催）会議を開催し、各団体、各関係機関の活動報告、港区の安全安心に関する現状報告等を行い、情報共有を図るとともに、生活安全に関する施策の実施に関し必要な事項を協議します。
根拠法令	・安全で安心できる港区にする条例 ・安全で安心できる港区にする条例施行規則

事業の成果												
指標	指標1	生活安全協議会の実施回数			指標2	区内の刑法犯認知件数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	2	2	100.0%	平成27年度	4,982	4,588	92.1%	平成27年度			
	平成28年度	2	2	100.0%	平成28年度	4,500	4,428	98.4%	平成28年度			
平成29年度	2	—	—	平成29年度	4,400	—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>刑法犯認知件数が平成27年と比較して平成28年は減少しており、安全で安心できる港区の実現に向けて着実に進んでいると考えられます（事業の成果、指標1として定めている「区内の刑法犯認知件数」では、「実績」が少ないほど成果が上がったこととなります。よって他の指標のように、「達成率」が成果を反映するものではありません。）</p> <p>・生活安全協議会において、港区の生活安全に関する施策や方針、具体的な取組等に関して、協議会委員による協議・意見交換等を行うことにより、安全で安心できる港区の実現につながっています。</p>											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	154	154	0	0	0	0	0	0	154	151	98%
平成28年度	156	156	0	0	0	0	0	33	189	188	99%
平成29年度	412	412	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	支援委託等に頼らず職員が運営を行う等、経費削減に努めています。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	第30回港区民世論調査の結果でも区が重点的に取り組むべき政策として「生活安全」は上位にあげられており、生活安全に関する施策を協議する機関の運営に関しても区民ニーズはあるといえます。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	他区も港区生活安全協議会等と同様に、生活安全に関する施策を協議する機関があり、それぞれの実情にあった施策を協議しています。
区関与の必要性(実施する必要性)	他区も港区生活安全協議会等と同様に、生活安全に関する施策を協議する機関があり、また生活安全活動を行うにあたっては、区が地域に根付いた団体・関係機関と連携する必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	客引き対策、振り込め詐欺等身近な犯罪から区民を守る等の生活安全の課題に取り組むため、地域や関係機関との連携を深めることが必要です。このため生活安全に関する施策を協議する機関をより効果的に運営していくことが課題です。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	生活安全に関する施策を協議する機関を効果的に運営していくため、より活発な討議を通じて、関係者の共通理解を深めるなど多くの課題の解決につながるような会議の運営に努めます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	体感治安の改善に向けての区民ニーズは高く、継続して実施していくことが必要です。
② 効果性	4	協議会委員による協議・意見交換等が安全安心の施策に生きており、効果性はあるといえます。
③ 効率性	4	効率的な運営を図るため、議題を精査するとともに、毎年度同時期に、必要十分な回数である2回の会議を実施しています。また支援委託等に頼らず職員が運営を行っており、資料等も精査し物品のコストも考慮するなど、効率性は確保されています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	<p>区、区民、関係団体、行政機関等で構成される生活安全協議会において、各地区生活安全活動推進協議会と協力しながら、連携の強化、生活安全に係る情報共有、施策の実施に関する事項を協議するため、継続して会議を実施する必要があります。今後も継続して定期的に会議を実施していきます。</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p>

No 386

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	暴力団排除事業	開始年度	平成 26 年度
所 属	防災危機管理室防災課生活安全推進担当		
所 管 課 長	防災危機管理室危機管理・生活安全担当課長		
基 本 政 策	1 都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまちをつくる		
政 策 名	(4) 安全で安心して暮らせる都心をつくる		
施 策 名	⑦ 安全で安心できるまちづくりの推進		

事業概要	
事業の目的	区の事務事業及び公の施設における暴力団排除活動を推進するとともに、区民及び事業者等の暴力団排除活動を支援することで、安全で安心できる港区の実現と事業活動の健全な発展に寄与することを目的とします。
事業の対象	区民、事業者、区の事務事業及び公の施設
事業の概要	<p>①飲食店事業者からの誓約書の提出及びステッカーの交付 新たに飲食店営業許可（更新含む）を受けた事業者から「暴力団の威力を利用しない」「暴力団に利益供与しない」「暴力団からの不当な要求等があれば区又は警察に届け出る」等を記載した誓約書の提出を求め、提出者には区独自のステッカーを配布します。</p> <p>②暴力団排除活動の支援 区民等による暴力団排除活動の実施（相談含む。）に関し、アドバイザー（弁護士）の派遣や物品貸与等の支援を行います。</p> <p>③港区暴力団排除条例啓発活動 港区暴力団排除条例を周知・PRするため、啓発活動を実施します。</p> <p>④港区暴力団排除審査会の運営 公の施設からの排除等の暴力団排除措置が適正に行われるよう、港区暴力団排除審査会を運営します。</p>
根拠法令	港区暴力団排除条例

事業の成果												
指 標	指標1	誓約書提出及びステッカー交付件数			指標2	区の事務事業及び公の施設における暴力団関与事案			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成27年度	2,500	2,713	108.5%	平成27年度	0	0		平成27年度			
	平成28年度	2,500	2,620	104.8%	平成28年度	0	0		平成28年度			
平成29年度	2,500	—	—	平成29年度	0	—	—	平成29年度		—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	飲食店事業者からの誓約書の提出及びステッカーの交付件数は、条例施行後3年間で7,500件を超えるとともに、区の事務事業及び公の施設における暴力団関与事案が報告されていないことから、着実に暴力団排除活動が推進されています。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	570	570	0	0	0	0	-66	0	504	383	76%
平成28年度	403	403	0	0	0	0	0	0	403	271	67%
平成29年度	287	287	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	暴力団排除審議会委員への報酬、アドバイザーへの謝礼を事案発生に備えて必要最低限で積算しているほか、啓発や誓約書提出に要する経費も精査して予算計上しています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	平成27年8月末に指定暴力団六代目山口組が分裂し、神戸山口組が結成されたことにより、全国で双方の組員による繁華街での集団的示威行為や組事務所トラックを追突させる事件等のトラブルが発生しています。区内においても同様の事案が発生する可能性が懸念されるため、区としても十分な体制がとれるよう備える必要があります。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	平成23年までに全ての都道府県においてそれぞれの地域特性を踏まえた暴力団排除条例が施行されています。都内においても全ての区市で暴力団排除条例が施行されており、各自治体とも暴力団排除活動に関する啓発活動等に取り組んでいます。
区関与の必要性（実施する必要性）	暴力団排除条例第5条「区の責務」において、「区は暴力団排除活動に関する施策を総合的かつ効果的に推進する」と定められており、区民の安全安心を確保するため、区が施策を実施する必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	事案発生に備えて万全の体制を取る必要があるため、これまで同様、継続的に警察と連携する必要があります。また、繁華街における客引きが暴力団の資金源につながっている恐れもあることから、平成29年4月1日に施行された港区客引き行為等の防止に関する条例を適正に運用し、繁華街の環境浄化に重点的に取り組む必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	暴力団情勢を引き続き注視するとともに、港区客引き行為等の防止に関する条例に基づく指導を行う「港区生活安全パトロール隊」を区内6地区に配置するなど、繁華街の環境浄化に取り組めます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	暴力団が存在する限り、暴力団排除活動は、必要です。
② 効果性	4	区では、飲食店事業者から誓約書の提出を受けていることから、暴力団排除活動に係る啓発効果は高いものがあります。
③ 効率性	5	飲食店事業者からの誓約書の提出をみなと保健所で受け付けるなど、事業者負担の軽減及び事務の効率化が図られています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充	● 継続	○ 改善	○ 廃止	○ 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。					
所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	社会全体で暴力団排除活動を推進するためには、区の事務事業や公の施設からの暴力団排除に加え、区民や事業者による取組への支援が必要不可欠です。区民等による暴力団事務所追放運動等の事案が発生した際には、警察と連携して活動を支援する必要があります。 当事業は港区暴力団排除条例の根幹を成す事業であり、事業費についても精査した上で計上し、必要最小限度で実施していることから、「継続」が妥当です。				